

訴訟名	原告・請求人	被告・被請求人	事案	原告代理人	係属	提訴控訴上告日 (訴状リンク)	訴訟結果 (判決リンク)	判決概要
K1 強制預入金補償請求	軍政法令による 強制預金者	大韓民国	原告は1946年に米軍政が実施した日本円の強制預金（軍政法令57号）※注1）により日本円を預入れさせられたが、日韓会談が妥結し1966年に請求権資金法※注2）が制定されると、強制預金させられた日本銀行券は対日民間請求権に該当するとして国家による補償を請求した。		ソウル民事 地方法院	1969	1970. 6. 17棄却	請求権資金法は対日民間請求権は請求権資金から補償するとの原則を示したのみで、その基準・種類・限度等を具体的に定めた法律がまだ制定されていないので補償請求する法律上の方法がなく、原告の損害が対日民間請求権に含まれるとの立証もないとして棄却。（その後請求権申告法・請求権補償法が制定され、軍政法令57号による強制預金も補償対象となった。）
					ソウル高等 法院			
					大法院			
K2 強制預入金補償請求（2次）	軍政法令による 強制預金者	大韓民国	同上		ソウル民事 地方法院	1969	1970. 6. 5棄却	K1と同じ
					ソウル高等 法院			
					大法院			
K3 請求権関連立法不作為違憲確認 憲法訴訟※注5)	8. 15以降の対日 民間請求権取得 者		Aは中国漢口で事業をしていたが、1945年8月末に敗戦を知り、事業資産を9月初めに台湾銀行漢口支店から同福岡支店に送金した。しかしその後台湾銀行が閉鎖されて金員を引き出せなくなった。請求人はAからAの台湾銀行（その後身である日本貿易信用）に対する債権を譲り受けた。請求人は請求権資金法※注2）、請求権申告法※注3）、請求権補償法※注4）が補償の対象を1945年8月15日以前に生じた債権に限定している立法不作為の違憲確認を求めた。	バクウォンソン 朴元淳 外1名	憲法裁判所	1994. 6. 3	1996.10.4却下	憲法裁判所発足以前の基本権侵害についての請求期間は憲法裁判所構成後180日以内とされているところ、本件の請求は基本権侵害は請求権3法が成立したときであり、憲法裁判所発足以前であるから、請求期間を徒過しているとして却下した。ただし、本件の立法不作為は真正立法不作為であり、請求期間は徒過していないから本案について判断すべきであるという趣旨の、3名の裁判官の反対意見が付された。
K4 請求権関連立法不作為違憲確認 憲法訴訟※注5)	8. 15以降の対日 民間請求権取得 者		請求人は旧満州の日本国所有の鉱山で3年間働いて得た日本円を1945年8月21日に旧満州安東（現丹東）所在の日本経営の銀行から日本の銀行に送金したが、その直後にその銀行が閉鎖されて金員を引き出せなくなった。請求人が、請求権資金法※注2）、請求権申告法※注3）、請求権補償法※注4）が補償の対象を1945年8月15日以前に生じた債権に限定している立法不作為の違憲確認を求めた。	イソギョン 李石淵	憲法裁判所	1994. 9. 27	1996.10.31却下	同上
K5 被徴用負傷者立法不作為違憲確認 憲法訴訟※注5)	強制徴用負傷者		請求権補償法※注4）が被徴用死亡者に30万ウォンの補償を支給することのみを規定し、被徴用負傷者に対する補償を規定していない立法不作為の違憲確認を求めた。	キムヨンギョン 김용균	憲法裁判所	1995. 5. 30	1996.11.28却下	同上
K6 仲裁要請不履行違憲確認憲法訴訟 ※注5)	在日韓国人被徴 用戦傷者・同遺 族		請求人は軍属として負傷した在日韓国人らであるが、日本政府は国籍条項により障害年給の支給を拒否し、韓国政府は在日韓国人の問題は請求権協定で妥結していないとして補償措置から除外している。このように両国政府が補償を拒否しているのは、在日韓国人被徴用者の補償請求権が請求権協定で妥結したか否かについて日韓政府の意見が一致しないことに原因があるとして、請求権協定3条にもとづく仲裁回付により解釈の差異を解消するよう韓国政府に請願したが拒否されたため、このような公権力行使の不作為は違憲であることの確認を求めて憲法訴訟を請求した。	イムジヨングン 林鍾仁 キムジョンゴン 金俊坤 外5名	憲法裁判所	1998. 6. 22	2000.3.30却下	韓国政府は在日韓国人被徴用負傷者が適切な補償を受けられるように可能なあらゆる努力をして彼らを保護すべきであるが、仲裁回付という特定の方法により韓日間の紛争を解決しなければならぬという憲法上の作為義務が韓国政府にあると、請求人にそのような作為を請求することができるまでには解されないとして違憲確認請求を却下した。
K7 補償金支給終結違憲確認憲法訴訟 ※注5)	対日民間請求権 所有者		30年前に死亡した父親が戦前に発行された保険証券等を所持していたことを1999年になって知った請求人が、1982年12月31日に請求権協定関連法が廃止されて補償が終結したのは違憲であることの確認を求めた。		憲法裁判所	1999. 7. 2	1999.7.23却下	憲法裁判所発足以前の基本的な人権侵害についての請求期間は憲法裁判所構成後180日以内とされているところ、本件の請求はこれを徒過しているとして却下。
K8 三菱広島徴用工訴訟	元三菱広島徴用 工5名の訴訟承 継人22名	三菱重工	徴用により三菱重工で労働に従事させられた原告らが、日本で国と三菱重工に対して賠償訴訟を提起し敗訴したが（J41事件）、日本訴訟の最高裁判所中に三菱重工に対する同一の内容の請求を韓国の裁判所に提訴した。	イ チュニ 李春熙 イヒンギ 崔鳳泰 キム 金美京 キムジョンク 姜景錫 キムソンウク 金晉局	釜山地方 法院	2000. 5. 1	2007.2.2棄却	裁判管轄、旧三菱と被告の同一性等については原告の主張を認めたが、時効により請求を棄却した。
					釜山高等 法院	2007. 3. 6	2009.2.3棄却	日本裁判の判決は韓国の公序良俗に反するものではないとして既判力を認め、これに抵触する原告の請求を棄却した。
					大法院	2009. 3. 16	2012. 5. 24差戻	日本判決は韓国憲法の根本理念に反すること、時効援用は信義則違反であること、日韓請求権協定は植民地支配と結した反人道的犯罪行為には適用されないことなどを理由として原判決を破棄し、原審に差し戻した。
					釜山高等 法院	2012. 6. 14	2013. 7. 30認容	被害者一人当たり8000万ウォンの損害賠償を認容した。
					大法院	2013. 8. 20	係属中	
K9 遺骨引渡訴訟	被徴用（軍属） 死亡者遺族5名	大韓民国	1948年2月及び5月に当時の朝鮮過渡政府外務部釜山連絡事務所、臨時政府日本課に送還された遺骨の引渡を求めた。	キムジョンゴン 金俊坤 イ チュニ 李春熙 イヒンギ 崔鳳泰 オチンヒョン 吳忠賢 ソンヘイグ 宋海翼	ソウル地方 法院	2000. 11. 28	2002. 6. 5棄却 (確定)	遺骨を被告が保管している証拠がないとして棄却。訴訟の過程で日本から送還されたのは遺骨ではなく位牌であることが判明したため原告らは控訴をせず、確定した。
K10 遺骨返還不作為憲法訴訟※注5)	同上		前記K9事件原告らが、日本から遺骨を受けとったのに遺族に引渡さず、死亡事実さえ通知せず、遺骨引渡を請求された後も何らの措置をとらなかった韓国政府の不作為が違憲であることの確認を求めた。	キムジョンゴン 金俊坤 イ チュニ 李春熙 イヒンギ 崔鳳泰 オチンヒョン 吳忠賢 ソンヘイグ 宋海翼	憲法裁判所	2002. 4. 1	2002.4.16却下	憲法訴訟は他の全ての救済手段を尽くした後に認められる補足的な手段であり、本件のように現に民事訴訟が進行中である場合には認められないとして却下した。

K11	日韓会談文書公開訴訟	日本軍元「慰安婦」勤労挺身隊、軍人・軍属・労働者等強制動員被害者、原爆被害者、遺族等遺族100名	外交通商部長官	原告らは韓日会談関連文書等の文書の公開を被告に請求したが、被告は本件文書は情報公開法所定の「公開される場合…国家の重大な利益を害する虞れがあると認められる情報」であって非公開対象情報に該当するとして公開を拒否した。原告らは日韓請求権協定により原告らの損害賠償請求権が消滅したという日本政府の主張の正否を判断するためには本件文書を通じて請求権協定の経緯などを検討する必要があるとして拒否処分の取り消しを求めた。	キムジンゴク 金晋局 キムジンゴン 金俊坤 キムジンゴン 崔鳳泰 キムジンゴン 朴善娥	ソウル行政法院 ソウル高等法院	2002. 10. 11 2004. 3. 4	2004. 2. 13一部認容 2005. 1. 18取下げ	一般請求権に関する文書についてのみ請求を認容した。 韓国政府（盧武鉉政権）は控訴を取り下げ、関連文書を全面公開し、公開後の措置を検討する民間共同委員会を開催し、民間共同委員会見解※注6）を発表した。
K12	新日鉄一次訴訟	元日鐵大阪・八幡・金石製鉄所微用工4名	新日鉄住金	微用により日本製鉄で労働に従事させられた原告らが、日本で国と新日鉄に対して賠償訴訟を提起し敗訴したが（J53事件）、日本訴訟敗訴確定後に新日鉄に対する同一の内容の請求を韓国の裁判所に提訴した。	チャンウニク 張完翼 キムジンゴン 金美京 キムジンゴン 金晋局 キムジンゴン 崔鳳泰 キムジンゴン 朴善娥 キムジンゴン 朴世京 キムジンゴン 左眞守 キムジンゴン 李齊映	ソウル中央地方法院 ソウル高等法院 大法院 ソウル高等法院 大法院	2005. 2. 28 2008. 4. 24 2009. 9. 3 2012. 6. 15 2013. 8. 9	2008. 4. 3棄却 2009. 7. 16棄却 2012. 5. 24差戻 2013. 7. 10認容 2018. 10. 30認容	日本判決の既判力、旧日本製鉄と新日本製鉄の法人格同一性否定、消滅時効により原告らの請求を棄却した。 日本判決は韓国憲法の根本理念に反すること、時効援用は信義則違反であること、日韓請求権協定は植民地支配と直結した反人道的犯罪行為に適用されないことなどを理由として原判決を破棄し、原審に差し戻した。 原告一人当たり1億ウォンの損害賠償を認容した。 日韓請求権協定は財産関係の清算のための条約であり、不法な強制微用に対する慰謝料請求権には適用されないとして認容。慰謝料請求権にも協定が適用されるが、協定は外交保護権の放棄のみを意味するので原告らの請求は妨げられないとする個別意見、協定により原告らは訴訟によって権利を行使することができなくなったとする反対意見がある。
K13	POSCO訴訟	微用・徴兵被害者、同遺族	POSCO (旧浦項製鐵)	被告はその設立に請求権資金を使用する等して請求権資金が原告らに帰属することを妨害したのみならず、日帝の侵略戦争に同調した日本製鉄を承継した新日本製鉄と技術提携・株式相互保有しており、新日鉄の株主として原告らの利益侵害問題が解決するように株主総会で発言するなど努力すべき憲法上、条理上の義務を負うにもかかわらず、それを怠ったとして原告一人当たり100万ウォンの損害賠償を請求した。	キムジンゴン 金俊坤 キムジンゴン 崔鳳泰 キムジンゴン 吳忠賢 キムジンゴン 宋海翼 キムジンゴン 金仁錫 キムジンゴン 林成雨 キムジンゴン 權寧奎 キムジンゴン 李齊映	ソウル中央地方法院 ソウル高等法院	2006. 5. 18 2007. 9. 21	2007. 8. 17棄却 2011. 2. 24棄却	原告の主張する被告の行為は不法行為に該当するとは言えないとして棄却。ただし「請求権資金によって設立された被告としては、少なくとも企業の社会的責任を果たすという側面から、強制微用、資金未払などの被害を被った人々のためにそれらの努力をしなければならない」と付言した。 被告は当時適法な手続により請求権資金から投資を受けず償還したとして棄却。但し、被告は国と協力して強制微用被害者支援のための公的資金の拡充に努力すべきであると付言した。被告POSCOはこれを受けて「対日抗争期強制動員被害者調査および国外犠牲者等の支援に関する特別法」(※注8)改正により設立される強制動員被害者支援財団に100億ウォンの拠出をすると表明した。
K14	元「慰安婦」憲法訴訟(※注5)	日本軍「慰安婦」被害者64名	外交通商部長官	民間共同委員会見解※注6)において、日本軍「慰安婦」被害者問題は日韓請求権協定の範囲外であるとされたが、韓国政府は日本政府との解釈の相違を解決するために日韓請求権協定第3条の定める外交経路による解決や仲裁手続を行おうとしなかった。これに対し、請求人らは韓国政府の不作为により憲法上の基本的人権を侵害されたとして、不作为の違憲確認を求めた。	チャンウニク 車智勳 キムジンゴン 張游植 キムジンゴン 金學雄 キムジンゴン 李錫兌 キムジンゴン 韓京洙 キムジンゴン 朴柱民 キムジンゴン 崔鳳泰 キムジンゴン 吳忠賢 キムジンゴン 金仁錫 キムジンゴン 林成雨	憲法裁判所	2006. 7. 5	2011. 8. 30認容	憲法上国家は人間の尊厳を侵害された国民に対する保護義務を負っており、日韓請求権協定3条の手続により日本との解釈上の紛争を解決し、請求人らの人権を保護する作為義務があったが、政府がこの作為義務を怠ったため、申請人らは高齢にもかかわらず日本からの賠償を未だに受けられず基本的人権が侵害されたとして、申請を認容した。これについて、違憲確認にとどまらず韓国政府の補償義務も宣言すべきであるという1裁判官の補充意見、請求権協定3条の手続に入るか否かは政府の裁量事項であるとする3裁判官の反対意見があった。
K15	被爆者憲法訴訟(※注5)	原爆被害者2542名	外交通商部長官	民間共同委員会見解※注6)において、原爆被害者問題は日韓請求権協定の範囲外であるとされたが、韓国政府は日本政府との解釈の相違を解決するために日韓請求権協定第3条の定める外交経路による解決や仲裁手続を行おうとしなかった。これに対し、請求人らは韓国政府の不作为により憲法上の基本的人権を侵害されたとして、不作为の違憲確認を求めた。	キムジンゴン 崔鳳泰 キムジンゴン 吳忠賢 キムジンゴン 金仁錫 キムジンゴン 林成雨 キムジンゴン 權寧奎	憲法裁判所	2008. 10. 29	2011. 8. 30認容	憲法上国家は人間の尊厳を侵害された国民に対する保護義務を負っており、日韓請求権協定3条の手続により日本との解釈上の紛争を解決し、請求人らの人権を保護する作為義務があったが、政府がこの作為義務を怠ったため、申請人らは高齢にもかかわらず日本からの賠償を未だに受けられず基本的人権が侵害されたとして、申請を認容した。これについて、違憲確認にとどまらず韓国政府の補償義務も宣言すべきであるという1裁判官の補充意見、請求権協定3条の手続に入るか否かは政府の裁量事項であるとする3裁判官の反対意見があった。
K16	慰労金等支給決定処分取消請求訴訟	元軍属未収金被害者遺族	太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者支援委員会	韓国政府は2007年12月に「太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者等支援に関する法律」(※注7)を制定し、軍人・軍属・微用工としての賞金等が支払われずにいる被害者に対し、未収金1円を2000ウォンに換算して支援金を支給している。原告は11,656,000ウォンの支給決定を受けたが、支援金が人道的支援ではなく補償に代わるものであるとすれば上記の金額は正当な補償ではありえないとして、支給決定処分の取り消しを求めた。	キムジンゴン 崔鳳泰 キムジンゴン 吳忠賢 キムジンゴン 金仁錫 キムジンゴン 林成雨 キムジンゴン 權寧奎 キムジンゴン 呂寅習	ソウル行政法院 ソウル高等法院	2009. 2. 2 2009. 11. 26	2009. 10. 23棄却 2013. 9. 12棄却(確定)	
K17	慰労金等支給決定処分取消請求訴訟	元軍人未収金被害者遺族	太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者支援委員会	韓国政府は2007年12月に「太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者等支援に関する法律」(※注7)を制定し、軍人・軍属・微用工としての賞金等が支払われずにいる被害者に対し、未収金1円を2000ウォンに換算して支援金を支給している。原告は270,000ウォンの支給決定を受けたが、支援金が人道的支援ではなく補償に代わるものであるとすれば上記の金額は正当な補償ではありえないとして、支給決定処分の取り消しを求めた。	キムジンゴン 崔鳳泰 キムジンゴン 吳忠賢 キムジンゴン 金仁錫 キムジンゴン 林成雨 キムジンゴン 權寧奎 キムジンゴン 呂寅習	ソウル行政法院	2009. 9. 4	2016. 4. 8棄却	K19の合憲決定を受けて棄却した。
K18	対日抗争期強制動員調査及び国外強制動員犠牲者等支援に関する法律4条1号(慰労金2000万ウォン条項)違憲憲法訴訟	微用工遺族		微用工として日本で死亡した被害者の遺族が、慰労金を被害者1人当たり2000万ウォンと定めている対日抗争期強制動員調査及び国外強制動員犠牲者等支援に関する法律4条1号は2000万ウォン以上の損害を被った被害者・遺族の財産権を侵害するものであるとして違憲確認を求めた。	イ・チユニ 李映徳	憲法裁判所	2010. 10. 5	2015. 12. 23却下	対日抗争期強制動員調査及び国外強制動員犠牲者等支援に関する法律による慰労金支給は人道的観点から行う恩恵的措置であり、被害者らの財産権を侵害するものではないとして却下。

K19	強制動員犠牲者支援法換算条項違憲提請・日韓請求権協定等違憲憲法訴訟※注9)	K16事件原告 ソウル行政法院		前記K16事件原告は韓国民の日本国・日本国民に対する財産・権利・利益及び請求権問題が解決したとする日韓請求権協定2条1項、3項、支援金受領時に訴訟等を提起しないことを約束する同意書の提出を求める支援法施行令（大統領令）が違憲であると主張し、憲法提請申請をしたが、却下され、憲法訴訟請求をした。K17事件原告「太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者等支援に関する法律」※注8）5条1項（2000倍換算条項）について違憲提請申請し、裁判所はこれを受け容れて違憲提請した。	チョボンテ 崔鳳泰 オチンホホン 吳忠賢 キムインソク 金仁錫 クワンゴンギョ 權寧奎 ヨ インヒョフ 呂寅習 イ チュニ 李春熙 ソン ハイウ 宋海翼 イムソング 林成雨 アンサンヨル 楊尚烈	憲法裁判所	2001. 11. 12（違憲提請） 2010. 6. 18（憲法訴訟）	<a href="#">2015.12.23却下・棄却</a>	日韓請求権協定は本案（K16事件）に適用される法律条項とは言えないとして協定の内容に立ち入ることなく却下。大統領令は憲法訴訟の対象とはならないとして却下。支援法の2000倍の換算条項については、為替レートや両国の物価上昇率によるそれなりの合理的な計算方法であるとして合憲決定をした。換算条項については韓国の物価上昇率だけでも93000倍になっていることなどから違憲であるとする3名の裁判官の反対意見がある。
-----	---------------------------------------	--------------------	--	--	--	-------	---	---------------------------------	---

K20	慰労金等支給棄却決定取消請求訴訟	強制動員犠牲者(在日)遺族	対日抗争期強制動員被害者調査及び国外強制動員犠牲者支援委員会	原告の父親は軍属として南洋諸島に動員され、右腕切断、鼓膜破裂などの障害を負い、戦後は日本で生活して1996年に死亡した。韓国に住む原告は遺族として「対日抗争期強制動員被害者調査及び国外強制動員犠牲者等支援に関する法律」※注8)による慰労金の支給を申請したが、同法は1945年から1965年6月22日まで継続して日本に居住した者を慰労金支給対象から除外しているため、棄却された。原告はこの棄却処分の取り消しを求めた。	チェボンチ 崔鳳泰 オチンヘン 吳忠賢 キムインク 金仁錫 グンヨクキム 權寧奎 ヨインセヨフ 呂寅習	イチュニ 李春熙 ソンヘイ 宋海翼 イムンウ 林成雨 ヤンサンヨル 楊尚烈	ソウル行政法院 ソウル高等法院	2010.10.22 2011. 2. 24	2011. 1. 27棄却 2013. 8. 30棄却(確定)	
K21	日韓請求権協定2条2号(a)、強制動員犠牲者支援法在日除外条項違憲訴訟※注9)	K20事件原告		前記K20事件の中で原告は1945年8月15日から1965年6月22日まで日本に居住した者の財産については協定による解決から除外する日韓請求権協定2条2号(a)及び同期間に継続して日本に居住したものを慰労金の給付対象から除外する「対日抗争期強制動員被害者調査及び国外強制動員犠牲者等支援に関する法律」※注9)の国籍条項が違憲であると主張し憲法提請の申請をしたが裁判所が棄却したため憲法裁判所に違憲訴訟を請求した。 (原告の亡父は在日韓国人であったため韓国の支援法による慰労金の対象から除外され、原告自身は韓国に居住しているため日本の弔慰金支給法の適用を受けられない状態である。)	チェボンチ 崔鳳泰 オチンヘン 吳忠賢 キムインク 金仁錫 グンヨクキム 權寧奎 ヨインセヨフ 呂寅習	イチュニ 李春熙 ソンヘイ 宋海翼 イムンウ 林成雨 ヤンサンヨル 楊尚烈	憲法裁判所	2011. 3. 17	2015.12.23却下・棄却	日韓請求権協定2条2号(a)についてはその合憲・違憲が本案(16-2事件)の判決の主文や理由に判決に影響を及ぼすものではないので憲法訴訟の対象にならないとして却下。 強制動員犠牲者支援法については、同法による慰労金支給は被害者の苦痛を治癒するための恩恵的措置であり、被害者は日韓請求権協定の対象から除外されてい以上、被害者に対する補償は一次的に日本政府が行うべきであり、2000年には日本で弔慰金が支給されたことから、同条項が日本居住者を除外したのは立法裁量として合理的であるとして合憲決定。
K22	慰労金等支給決定取消処分取消請求訴訟	強制動員犠牲者遺族(米国籍)	対日抗争期強制動員被害者調査及び国外強制動員犠牲者支援委員会	「太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者等支援に関する法律」※注7)は韓国籍をもたない遺族を支給対象から除外し「対日抗争期強制動員被害者調査及び国外強制動員犠牲者等支援に関する法律」※注8)もこの国籍条項を受け継いでいる。原告は犠牲者の娘であるが一旦支給決定がなされたのちに原告が米国籍であることが確認されたとして決定が取り消された。原告はこの取消処分の取り消しを求めた。			ソウル行政法院	2010.7.27	2011. 6. 10棄却(確定)	
K23	強制動員犠牲者支援法国籍条項違憲訴訟※注9)	K20事件原告		前記K20事件の中で原告は「対日抗争期強制動員被害者調査及び国外強制動員犠牲者等支援に関する法律」※注9)の国籍条項が違憲であると主張し憲法提請の申請をしたが裁判所が棄却したため憲法裁判所に違憲訴訟を請求した。	キムスキョ 金修燾		憲法裁判所	2011. 7. 18	2015.12.23棄却	強制動員犠牲者遺族に対する慰労金支給は遺族の苦痛を治癒するための恩恵的措置であり、慰労金の財源は韓国民の税金であり予算に限りがあることから、韓国籍をもたない遺族を除外したのは立法裁量として合理的であるとして合憲決定。 韓国籍のない遺族の苦痛も韓国籍遺族の苦痛と変わることはないなどとする3名の裁判官の反対意見がある。
K24	慰労金等支給棄却・却下処分取消請求訴訟	サハリン強制動員被害者遺族8名	対日抗争期強制動員被害者調査及び国外強制動員犠牲者支援委員会	「対日抗争期強制動員被害者調査及び国外強制動員犠牲者等支援に関する法律」※注8)はサハリン強制動員被害者遺族に対する慰労金支給の対象を、1990年9月30日(韓ソ国交正常化の日)までの死亡者の遺族に限定し、韓国籍をもたない遺族を除外している。原告らのうち3名は1990年9月30日以降の死亡者の遺族であるため慰労金支給申請を棄却され、5名は韓国籍をもたないため申請を却下された。これを不当として、支給棄却・却下処分の取り消しを求めた。	チャン ワニク 張完翼 シム ジョファン 沈載桓 パクギンイル 朴容逸 ユン ジョン 윤지영	イユジョン イユ정 イサンヒ 李相姫 ソン ヨンシル 孫英實	ソウル行政法院 ソウル高等法院	2012.8.3 2012. 12. 24	2012. 11. 30棄却 2016. 4. 21棄却(確定)	
K25	強制動員犠牲者支援法国籍条項・死亡時期限定条項違憲訴訟※注9)	K24事件原告		前記K24事件の中で原告は「対日抗争期強制動員被害者調査及び国外強制動員犠牲者等支援に関する法律」※注9)の死亡時期限定条項・国籍条項が違憲であると主張し憲法提請の申請をしたが裁判所が棄却したため憲法裁判所に違憲訴訟を請求した。	チャン ワニク 張完翼 シム ジョファン 沈載桓 パクギンイル 朴容逸 ユン ジョン 윤지영	イユジョン イユ정 イサンヒ 李相姫 ソン ヨンシル 孫英實	憲法裁判所	2013. 1. 29	2015.12.23棄却	サハリン強制動員犠牲者遺族に対する慰労金支給は遺族の苦痛を治癒するための恩恵的措置であり、韓ソ国交樹立後は生存者に対する永住帰国事業等が実施され、慰労金の財源は韓国民の税金であり予算に限りがあることから、支給対象を1990年9月30日までの死亡者に限り、韓国籍をもたない遺族を除外したのは立法裁量として合理的であるとして合憲決定。 死亡時期限定条項の合憲判断は全員一致。国籍条項については韓国籍のない遺族の苦痛も韓国籍遺族の苦痛と変わることはないとする3名の裁判官の反対意見がある。
K26	三菱名古屋勤労挺身隊訴訟	元勤労挺身隊被害者4名、遺族1名	三菱重工	本件の原告らは12~14歳のときに女子勤労挺身隊として軍需工場である名古屋の三菱重工道徳工場で強制労働に従事した被害者であり、J59事件の原告らと同一である。原告らは国と三菱重工を被告として名古屋地裁に提訴し最高裁まで争って敗訴したが、2012年5月24日の三菱・新日鉄事件(K8, K12事件)大法院判決後に三菱重工に対して同趣旨の訴訟を光州地方法院に提訴した。	イムソンスク 林仙淑 キムジョンホ 金貞鎬 ホンジョンフン 鄭彩雄 イサンヒ 李尚甲 イム 林台浩 キムジョンヒ 金正熙 ジョンインギ 程仁基 キムサンワン 金相訓		光州地方法院 光州高等法院	2012. 10. 24 2013. 12. 10	2013. 11. 1認容 2015.6.24認容	原告らが勤労当時小学校を卒業直後の年齢の女性であり、当時日本が批准していた強制労働禁止条約で絶対的に強制労働が禁止される対象であったことを強調し、被告に被害者一人当たり1億5000万ウォンの慰謝料の支払いを命じた。 韓国法院の管轄権、旧三菱と被告の同一性、日本判決の既判力、時効・除斥期間、請求権協定による権利放棄、韓国政府の慰労金支給による解決済み論などの争点で三菱側の全ての主張を退け、慰謝料の支払いを命じたが、認容額は一番より若干減額した。
K27	不二越勤労挺身隊訴訟	元勤労挺身隊被害者13名、亡被害者4名の遺族14名	不二越	本件の原告らは13~14歳のときに女子勤労挺身隊として軍需工場である不二越富山工場で強制労働に従事した被害者であり、不二越二次訴訟(J75事件)の原告らと同一である。原告らは富山地裁に提訴し最高裁まで争って敗訴したが、2012年5月24日の三菱・新日鉄事件(K8, K12事件)大法院判決後に不二越に対して同趣旨の訴訟をソウル中央地方法院に提訴した。	キムミギョン 金美京 チャンワニク 張完翼		ソウル中央地方法院 ソウル高等法院	2013. 2. 14 2014. 12. 10	2014. 10. 30認容	三菱・新日鉄事件(K8, K12事件)大法院判決及び名古屋三菱女子勤労挺身隊事件(K26事件)光州地方裁判所判決の論理を踏襲し、勤労期間に応じて被害者1人当たり1億ウォン又は8000万ウォンの慰謝料の支払いを不二越に命じた。
K28	新日鉄二次訴訟	八幡製鉄所・釜石製鉄所元微用工8名	新日鉄住金	新日鉄一次訴訟(K12事件)の大法院判決後、被害者一人当たり1億ウォンの慰謝料を請求して提訴した。	チャンワニク 張完翼		ソウル中央地方法院 ソウル高等法院	2013. 3. 11 2015. 12. 1	2015. 11. 13認容	合計7億ウォンの支払いを命じた。 係属中
K29	三菱重工広島微用工二次訴訟	元三菱広島微用工13名の遺族63名	三菱重工	三菱広島微用工一次訴訟(K8事件)の大法院判決後被害者一人当たり1億ウォンの慰謝料を請求して提訴した。	チャンワニク 張完翼 チェボンチ 崔鳳泰		ソウル中央地方法院 ソウル高等法院	2013. 7. 1 2016. 9. 7	2016. 8. 25認容	被害者一人当たり9000万ウォンの損害賠償を認容した。 係属中

K30	日本軍「慰安婦」調停・訴訟	ナヌムの家居住 日本軍「慰安婦」 被害者12名	日本国	日本国に対し1人当たり1億ウォンの損害賠償を求めて調停申請したが、日本国側は出席せず、裁判所が「調停をしない決定」をしたため、韓国の調停法により自動的に訴訟に移行した。	キム・ガンウ 金江苑	ソウル中央 地方法院	2013. 8. 13 (調 停)	2015. 12. 30 調停をしない決 定	裁判所は2015年6月15日と7月13日に調停期日を指定したが日本国側は出席しなかった。更に裁判所は調停に応じるか否かの照会書を日本政府に3回送ったが、日本政府はハーグ送達条約13条を引用して韓国裁判の主権は日本に及ばないとして照会書を全て返送し、裁判所は「調停をしない決定」をした。
						ソウル中央 地方法院	2016. 1. 28 (訴 訟)	係属中	日本国(外務省)は訴状の受け取りを拒否している。
K31	被爆者損害賠償請求	韓国人原爆被爆者 79名	大韓民国	2011年8月30日の被爆者に関する憲法裁判所決定(K15事件)の後、韓国政府は日本政府に対し両者協議の開催を繰り返し申し入れているが、日本政府はこれに回答せず、問題は進展していない。そこで、原告らは、日本政府が協議に応じない以上、韓国政府は外交経路による解決に固執せず請求権協定第3条に規定する仲裁に回付する義務があるにもかかわらずこれを怠っているとして損害賠償を請求した。	チン・ボンチ 崔鳳泰 ソン・ヘウ 宋海翼 ヤン・ヤンヨル 楊尚烈 チェ・ボラム 崔豆昫	ソウル中央 地方法院	2013. 8. 12	2015. 6. 26棄却	韓国政府の措置は不十分なものではあるが、憲法裁判所決定は一定期間外交上の経路による解決を追求した後には必ず仲裁回付せよと義務づけたものではなく、仲裁回付に進まない韓国政府の不作为は未だ不法行為とまではいえないとして請求を棄却した。
						ソウル高等 法院	2015. 7. 16	2016. 1. 14棄却	
						大法院	2016. 2. 2	2016. 5. 26棄却	
K32	遺族会集団訴訟(一次)	元徴用工・遺族 252名	三菱重工 住友重機 昭和電工	1人当たり1000万ウォンの損害賠償を求めた。	チャン・ヨンギ 張永基 パク・ボクジン 朴福珍 ホン・スンヒョク 洪淳赫	ソウル中央 地方法院	2013. 12. 9	係属中	
K33	三菱名古屋勤労挺身隊二次訴訟	元勤労挺身隊被 害者4名	三菱重工	被害者一人当たり1億5000万ウォンの慰謝料を請求した。	イム・ジンホ 林仙淑 オク・シヨウ 鄭彰雄 イム・テホ 林台浩 ジョン・インギ 程仁基	光州地方 法院	2014. 2. 27	2017. 8. 11認容	死亡被害者1人当り1億5000万ウォン、負傷原告同1億2000万ウォン、その他の原告同1億ウォンの慰謝料の支払いを命じた。
						光州高等 法院		係属中	
K34	不二越勤労挺身隊二次訴訟	不二越勤労挺身 隊被害者5名	不二越	被害者一人当たり1億ウォンの慰謝料を請求した。	チャン・ワンニク 張完翼 キム・ミギョン 金美京	ソウル中央 地方法院	2014. 4. 8	2016.11.23認容	原告の請求通り各1億ウォンの慰謝料の支払いを命じた。
						ソウル高等 法院	2016. 12. 13		
K35	「帝国の慰安婦」出版差止仮処分 事件	ナヌムの家居住 元「慰安婦」被 害者9名	パク・ヨクハ 朴裕河 外1名	被告の著書「帝国の慰安婦」中の「慰安婦」被害者と大日本帝国軍人は同志のような関係であるなどの記載が原告らの名誉を毀損するものであるとして上記事件の書籍の出版禁止(予備的に54ヶ所の表現削除)及び著者の「慰安婦」被害者らへの接近・取材の禁止を求めた。	ヤン・スンボン 梁承奉 イ・サンヒ 李相姫 キム・スジョン 金瑠晶 ベク・スンホン 白承憲 キム・ソンタク 金晋局 オク・載勲	ソウル東部 地方法院	2014. 6. 17	2015.2.17一部認 容	34ヶ所の表現の削除を命じ、接近・取材禁止は棄却した。現在韓国では当該部分を伏字にした書籍が販売されている。
						ソウル東部 地方法院	2015. 9. 30 (仮処分異議)	係属中	
K36	「帝国の慰安婦」名誉棄損事件	ナヌムの家居住 元「慰安婦」被 害者9名	パク・ヨクハ 朴裕河 外1名	K35事件仮処分決定までに販売された同書籍について著者と出版社代表者に原告一人当たり3000万ウォンの損害賠償を求めた。	ホン・ジンホ 洪章ロ ヤン・スンボン 梁承奉	ソウル東部 地方法院	2014. 6	2016.1.13認容	被告朴裕河に対し原告一人当たり1000万ウォンの支払いを命じ、出版社代表に対する請求は棄却した。
						ソウル高等 法院	2016. 2. 12	係属中	
K37	日立造船訴訟	日立造船(大 阪)元徴用工1 名	日立造船	1億2000万ウォンの賠償請求を求めた。	イ・ミン 李民	ソウル中央 地方法院	2015. 11. 14	2016. 9. 21一部 認容	
						ソウル高等 法院	2016. 10. 7	係属中	
K38	遺族会集団訴訟(二次)	元徴用工等668 名	日本企業69社 ※注10)	被徴用工1人あたり1000万ウォンずつを請求。(訴訟の進行にしたがい訴訟金額を1億ウォンずつに増やし、韓国裁判所で勝訴判決を受けた場合、米国裁判所で執行手続を行うと表明)	チャン・ヨンギ 張永基 パク・ボクジン 朴福珍 ホン・スンヒョク 洪淳赫	ソウル中央 地方法院	2015. 4. 21	係属中	
K39	遺族会集団訴訟(三次)	元徴用工等87名	日本企業17社 ※注11)	同上	チャン・ヨンギ 張永基 パク・ボクジン 朴福珍 ホン・スンヒョク 洪淳赫	ソウル中央 地方法院	2015. 5. 22	係属中	
K40	不二越勤労挺身隊三次訴訟	不二越勤労挺身 隊被害者1名	不二越	1億ウォンの慰謝料を請求した。	チャン・ワンニク 張完翼 キム・ミギョン 金美京	ソウル中央 地方法院	2015. 5. 22	2017. 3. 16認容	原告の請求通り各1億ウォンの慰謝料の支払いを命じた。
						ソウル高等 法院	2017. 4. 5		
K41	新日鉄三次訴訟	元徴用工1名の 遺族3名	新日鉄住金	被害者一人当たり1億ウォンの慰謝料を請求して提訴した。	チャン・ワンニク 張完翼 キム・ミギョン 金美京	ソウル中央 地方法院	2015. 5. 22	2016.8.19認容	1億ウォンの支払いを命じた。
						ソウル高等 法院	2016. 9. 5	係属中	
K42	三菱名古屋勤労挺身隊三次訴訟	元勤労挺身隊被 害者2名	三菱重工	被害者一人当たり1億5360万ウォンの慰謝料を請求した。	キム・ジョンヒ 金正熙	光州地方 法院	2015. 5. 22	2017. 8. 8認容	被害者1人当たり1億2000万ウォンの慰謝料の支払いを命じた。
						光州高等 法院		係属中	
K43	被爆者損害賠償請求(2次①)	韓国人原爆被爆者 230名	大韓民国	K31事件と同旨	チン・ボンチ 崔鳳泰	ソウル南部 地方法院	2015. 10. 16	2016. 7. 21棄却 (確定)	政府の措置は不十分であるが、義務に違反したとは言えないとして棄却。
K44	被爆者損害賠償請求(2次②)	韓国人原爆被爆者 141名	大韓民国	K31, K43事件と同旨	チン・ボンチ 崔鳳泰	ソウル北部 地方法院	2015. 10. 16	2016. 8. 31棄却	原告等の年齢や被害救済の切迫性に照らして政府の措置は不十分であるが、外交交渉は続けており、仲裁手続に移行しないからといって不法行為にあたるとは言えないとして棄却。

K45	元日本軍「慰安婦」遺族補償請求訴訟	2010年に死去した元日本軍「慰安婦」遺族1名	大韓民国女性家族部長官	政府の支援が生存被害者に限定されているのは不当であるとして補償金5000万ウォンの支払を求めた。		ソウル行政法院	2016. 1	2016. 5. 27却下	行政訴訟法上、行政庁に一定の義務を積極的に履行せよと要求する訴訟は許容されていないとして却下
K46	日韓電話首脳会談に関する情報非公開決定取消請求訴訟	民主社会のための弁護士の集い	大統領秘書室長	「慰安婦日韓合意」について2015年12月28日に朴大統領と安倍首相が電話会議を行ったがその際安倍首相が「慰安婦問題を含め日韓間の財産・請求権の問題は日韓請求権協定で完全かつ最終的に解決済みとの我が国の立場に変わりはないが」と発言したと、日本外務省はホームページで発表した。韓国側の発表にはこの部分の記載がないため、原告は前記の安倍発言に対して朴大統領が回答した部分の情報公開を請求したが、大統領秘書室長が非公開決定をしたため、取消を請求した。	朴、ソフン 方愷恩	ソウル行政法院	2016. 2. 29	2017. 1. 6棄却	当該情報は情報公開法上の非公開情報にあたるとして棄却した。
K47	「慰安婦日韓合意」関連文書情報非公開決定取消請求訴訟	ソフ、キホ 宋基昊	外交部長官	「民主社会のための弁護士の集い」（民弁）が慰安婦日韓合意の両国が発表文で「軍の関与」という用語を選択しその意味を協議した文書、強制連行の事実認定問題を協議した文書、「性奴隷」「日本軍慰安婦」等の用語使用を協議した文書の公開を請求したが外交部が非公開決定をしたため、取消を請求した。		ソウル行政法院 ソウル高等法院	2016. 3. 17 2017. 1. 23	2017. 1. 6認容 係属中	「情報非公開により保護される国家の利益は、国民の知る権利より大きくない」として請求を認容した。
K48	「日韓慰安婦合意」違憲憲法訴訟	日本軍「慰安婦」被害者29名、死亡被害者8名の遺族		政府は「慰安婦合意」により被害者らの日本に対する損害賠償請求権の実現を根本的に封鎖するなど憲法上の義務に違反し、被害者は財産権、人間としての尊厳と価値、国家から外交的保護を受ける権利を侵害されたとして違憲確認を求めた。		憲法裁判所	2016. 5. 27	係属中	
K49	元日本軍「慰安婦」損害賠償請求訴訟	元日本軍「慰安婦」12名	大韓民国	2015年末の「慰安婦合意」は2011. 8. 30憲法裁判所決定が指摘した違憲状態を継続するものであるとして、生存被害者一人当たり1億ウォンの損害賠償を請求した。		ソウル中央地方法院	2016. 8. 30	2018. 6. 15棄却	「慰安婦合意」は原告ら個人の日本に対する損害賠償請求権を消滅させるものではなく、被告は外交について広い裁量権があり、合意を不法行為と評価することはできないとして棄却。
K50	ダイセル仮差押請求	強制徴用被害者遺族4名	ダイセルセーフティシステムズ コリア	今後、被害者1人当たり1億ウォン規模の損害賠償を請求する予定であるとして、1人当たり1000万ウォン仮差押申請をした。（被告はダイセル（旧大日本セルロイド）の韓国子会社）	クワンオク 権五栄	大邱地方法院	2016. 9. 9	係属中	
K51	日本軍「慰安婦」損害賠償訴訟	日本軍「慰安婦」生存被害者11名、死亡被害者5名の遺族	日本国	日本国に対し被害者1人当たり2億ウォンの損害賠償を求めた。チビテッラ事件イタリヤ最高裁判決を引用し、反人権的犯罪行為等、強行規範に違反する国家行為については主権免除（国家は外国の民事裁判権に服さないという国際慣習法上の原則）が適用されないと主張している。	イ、サン 李相姫 外20余名	ソウル中央地方法院	2016. 12. 28	係属中	日本国（外務省）は訴状の受け取りを拒否している。
K52	原爆被害者調停	原爆被害者、2・3世4名	米国政府 韓国政府 デュボン社 ローキード・マーティン社 ボーイング社	原爆投下行為が違法行為であり、米国に国家責任があることを確認する 米国が原爆被害者に対し関連情報と資料を公開し謝罪すること 大韓民国政府が韓国人被害者の賠償請求権に関する日本との協議を履行すること 韓・米政府、原爆関連企業が韓国人被害者実態真相調査に協力すること 被害回復財団をつくり損害を賠償すること等を求めている。	キム、フク 権鳳泰 外28名	大邱地方法院→ソウル中央地方法院（移送）	2017. 8. 3	係属中	大邱地方法院はソウル中央地方法院に移送。同法院は韓国政府に対してのみ調停を打診したが、政府はこれに応じず調停は不成立となった。今後訴訟に移行することになる。
K53	韓日請求権資金無償3億ドル返収及び1億補償請求訴訟	強制徴用生存被害者1名、死亡者5名の遺族	韓国政府	1965年の韓日請求権協定により日本から支給された3億ドルは徴兵・徴用犠牲者の血と汗の対価としての被害補償金であったのに、朴正熙政府はこれを経済発展資金として使ってしまったとして、請求権資金の返還と損害補償を求めた。		ソウル中央地方法院	2017. 8. 14	係属中	

- 注1 日本の新円切替の5日後である1946年2月21日朝鮮の米軍政庁は軍政法令57号を発し、一円以上の額面の日本銀行券を指定の金融機関に預金することを命じた。この預金は引出が禁止され、実質上の没収であった。請求権申告法・請求権補償法では、韓国民の所持する日本銀行券に加えてこの預金も補償の対象とされた。[→軍政法令57号](#)
- 注2 1966年2月19日制定。大韓民国国民が有する1945年8月15日以前までの対日民間請求権は日韓請求権協定による請求権資金の中から補償しなければならないと規定した。[→請求権資金法](#)
- 注3 1971年1月19日制定。請求権資金により補償を受ける民間請求権の申告方法を定めた。この中で被徴用死亡者は申告対象とされたが、負傷者などの生還者の被害は申告対象から除外された。[→請求権申告法](#)
- 注4 1974年12月21日制定。請求権資金による補償の方法等を定めた。財産権については日本円1円に対して30ウォン、被徴用死亡者には1人30万ウォンの補償が行われることになった。[→請求権補償法](#)
- 注5 公権力の行使又は不行使によって基本権を侵害された者は他の法的救済手段を尽くしたのちに憲法裁判所に直接救済を求めることができる（憲法裁判所法69条1項）。この手続を「憲法訴訟」という。
- 注6 2005年8月26日公表。日韓請求権協定は韓日両国間の財政的・民事的債権債務関係を解決するためのものであり、日本の植民地支配賠償を請求するためのものではなく、日本軍慰安婦問題、サハリン同胞、原爆被害者問題は日韓請求権協定の対象に含まれていないとした。同委員会の共同代表は当時の首相であり本見解が請求権協定に関する韓国政府の正式見解である。[→民間共同委員会見解](#)
- 注7 2007年12月10日制定。強制徴用犠牲者に2000万ウォン、負傷者は程度に応じ2000万ウォン以下の慰労金、未収金1円あたり2000ウォンの支援金を支給するなどの支援策を定めた。[→太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者等支援に関する法律](#)
- 注8 2010年3月22日制定。前記「太平洋戦争前後国外強制動員犠牲者等支援に関する法律」から慰労金・支援金条項を引き継ぎ、サハリン残留韓国人を支援対象に加えた。2011年8月4日の改正により被害者支援財団の設立が規定された。[→対日抗争期強制動員被害者調査および国外犠牲者等の支援に関する特別法](#)
- 注9 韓国の一般的な裁判所として日本の地裁・高裁・最高裁に該当する地方法院・高等法院・大法院があるが、1987年制定の現行憲法で前記の他に違憲審査権を独占する憲法裁判所が設置された。一般の裁判所において法律の違憲が争点となった場合、裁判所は当事者の請求又は職権で憲法裁判所に違憲・合憲の判断を求め（憲法提請）、その結果が出るまで、本来の事件の手続を停止する。当事者が違憲提請の申請をしたが裁判所が申請を棄却した場合には当事者が直接憲法裁判所に憲法訴訟を提起することができる。[→大韓民国憲法](#)
- 注10 被告企業は下記のとおり（同名企業がある場合県名を付記）  
 横浜ゴム 函館どつく 品川リフラクトリーズ 太平洋興発 清水建設 住友化学 住石ホールディングス 熊谷組 野上（福岡） 大林組 廣野組 安藤ハザマ フジタ ニッチツ ダイソー ジャパンエナジー クボタ IHI 佐藤工業 住友金属工業 デンカ 日鉄鉱業 日油 日産化学 日産自動車 日本通運 日本曹達 日本冶金工業 日立造船 宇部興産 王子製紙 岩田地崎建設 新日鉄住金 新潟造船 昭和電気鋳鋼 小林工業（群馬） 石原産業 三菱重工 西松建設 常盤興産 三宅組（岡山） 三菱造船 三井松島産業 三井金属鉱業 森永製菓 三菱倉庫 三菱電機 三菱マテリアル 日本郵船 三光汽船 山陽特殊製鋼 山口合同ガス 飛鳥建設 北海道炭礦汽船 松本組（福岡） 麻生セメント 鹿島建設 東邦亜鉛 大成建設 菅原建設（茨城） 古河機械金属 角一化成 りんかい日産建設 ラサ工業 パナソニック DOWAホールディングス ダイセル 東芝
- 注11 被告企業は下記のとおり（同名企業がある場合県名を付記）  
 住石ホールディングス ジャパンエナジー 住友金属鉱山 日産化学工業 宇部興産 岩田地崎建設 三菱重工業 西松建設 三井金属鉱業 三菱マテリアル 山口合同ガス 飛鳥建設 北海道炭礦汽船 新日鉄住金 菅原建設（茨城） 三井造船 TSUCHIYA

[HOMEへ](#)